

## 佐賀県介護サービス事業者による留学生への奨学金等支給に係る補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、介護施設等への多様な人材の参入を促進するため、介護福祉士資格の取得を目指す留学生を支援し、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「介護サービス事業者」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき指定又は許可を受け介護事業を行う者をいう。
- (2) 「留学生」とは、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者をいう。

### (補助金の対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、介護サービス事業者が、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付する事業(以下、「補助事業」という。)とする。

### (補助事業者)

第4条 この補助金の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、佐賀県内で介護保険法に基づき指定又は許可を受け介護事業を実施し、かつ前条の事業を実施する者とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

#### (補助対象経費及び補助率(補助金額))

第5条 補助金の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)及び補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。

- 2 前項に関わらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。
- 3 第1項により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 第1項の対象経費は、第6条の交付申請日に属する年度で、申請日以前に支出したものであっても、知事が適当と認めるものは補助対象とする。

#### (補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書は、6月末日まで(ただし、知事が別に定めた場合を除く。)に知事に提出するものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

#### (補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付決定(交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件)をするものとする。

- 2 知事は、前項に規定する交付決定をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、事前に知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費(第7条の交付決定で認められたものに限る)の間の20パーセント以下の変更については、承認を要しない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にお

いては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等（貸付も含む。）の交付は受けてはならないこと。
- (7) 補助事業者は、補助事業を実施するため、貸与規程又は給付規程等の規程を定めなければならないこと。
- (8) 補助事業実施後、補助対象となった留学生が学費や生活費等に充てるために前項の規程に基づき貸与又は給付した金銭（以下、「奨学金等」という。）について、補助事業者へ返還を要さなくなるまでの間、補助事業者は、毎年度6月末までに前年度における奨学金等の返還額（返還額が0円の場合を含む。）について様式第2号により、県に報告しなければならないこと。

ただし、補助事業者が前号の規程に基づき奨学金等または奨学金等のうち補助金に係るものについて留学生から返還を求めている旨定めている場合はこの限りではない。

- (9) 奨学金等の返還を受けた補助事業者は、前号による報告後、奨学金等の返還額の補助金相当額を県に返還しなければならないこと。
  - (10) 補助事業者は、貸金業法（昭和58年法律第32号）等の関係法令を遵守しなければならないこと。
  - (11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに様式第6号により報告しなければならない。なお、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。
- 2 前項第3号に規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第3号のとおりとする。
  - 3 第1項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第4号のとおりとする。

#### （状況報告）

第9条 知事は、補助事業の遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、または実地に調査することができる。なお、補助事業者は、調査に協力しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第10条 知事は、補助事業者が補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 補助事業者が第4条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは前項の規定を準用する。

- 3 知事は、前2項の規定により取消しをした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定に基づき、当該補助事業者はその額の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書は、本事業の完了した日から起算して30日以内（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は当該年度末のいずれか早い期日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第2号に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。この場合の補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 5 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。